

(様式 1-3)

福島県 (大熊町) 帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業
等個票

令 4 年 7 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	3	事業名	サーベイメータ点検校正事業	事業番号	(3)-23-3
交付団体	大熊町		事業実施主体 (直接/間接)	大熊町 (直接)	
総交付対象事業費	(19,539 千円) 20,538 (千円)		全体事業費	(19,539 千円) 20,538 (千円)	
帰還・移住等環境整備に関する目標					
町内の線量はモニタリングポストや東京電力 HD (株) で測定を行っているが、数値が異なることもあり測定値に対する町民の不安は大きい。 町内の空間線量の測定作業を直営で随時行い、不安の軽減に努めているが、信頼される測定値を示すためには精度よく測定出来る必要がある。 これは、製造メーカー等 (製造メーカーより校正作業の移譲を受けている事業者含む) による校正・点検・調整を行うことで達成できると考えます。 校正された精度の良い測定器を使用することにより、住民へ提供する数値は信頼できるものであることを示し、住民の線量に関する不安を低減し帰還につなげたい。					
事業概要					
町が所有する放射線測定器に対して、点検校正を行う					
当面の事業概要					
＜令和 4 年度＞ 以下の測定器の校正点検を行うこと。 GM 管式サーベイメータ (TGS-146B) 5 台 NaI シンチレーション式サーベイメータ (TCS-172B) 5 台 電離箱式サーベイメータ (ICS-323C) 2 台 ポケット線量計 (PDM-122-SZ) 50 台					
地域の帰還・移住等環境整備との関係					
測定器の精度を確保するために点検校正を行うことで、町で行った線量測定等の結果に対して信頼度を高めて、放射線の測定結果に対する不安をやわらげて、放射線測定結果をもとに帰還等の判断を住民ができるようにする。					
関連する事業の概要					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

福島県（大熊町）帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業
等個票

令和 4 年 7 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	7	事業名	自家消費野菜等放射能検査事業	事業番号	(3)-23-5
交付団体		大熊町	事業実施主体（直接/間接）	大熊町（直接）	
総交付対象事業費		(6,821 千円) 7,435 (千円)	全体事業費	(6,821 千円) 7,435 (千円)	
帰還・移住等環境整備に関する目標					
東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故後、11 年を経過する現在においても町民は放射性物質に対する健康不安を抱いている。 このことから、大熊町では避難先で採取した自家消費野菜について放射性物質検査を行い、食品の安心・安全を確保し、町民の放射線に対する不安軽減を図る。					
事業概要					
食品放射能分析装置 2 台を用いて、自家消費野菜等の食品中放射性物質検査を行う。 (1) 測定場所日時 大熊町役場・・・非破壊式 1 台（平日 8:30~17:15） いわき出張所・・・破壊式 1 台（平日 8:30~17:15） (2) 測定対象者 大熊町民 (3) 申込方法 持ち込みにより随時受付 (4) 持ち込み方法 ・きざむ測定は水洗した後、みじん切りにし 1,000g 以上 ・まるごと測定は水洗した後、500g 以上					
当面の事業概要					
＜令和 4 年度＞ ・食品放射能分析装置点検（校正）業務委託（年 1 回） 破壊式 200,000 円×1 台＝200,000 円（税別 10%） 非破壊式 340,000 円×1 台＝340,000 円（税別 10%） ・食品放射能測定に係る消耗品費 20,000 円					
地域の帰還・移住等環境整備との関係					
避難先で採取した自家消費野菜等に含まれる放射性物質の検査実施体制を整備することにより、飲食物等の摂取による内部被ばくを未然に防ぎ町民の健康を守るとともに、検査結果を通知することで町民の町内または避難先での安心・安全な生活を確保する。今後についても令和 4 年 6 月 30 日に特定復興再生拠点解除され、申請数も増加すると思われる。将来的には、大熊町内での自家消費野菜等放射性物質検査を行い、町内での食に対する安心・安全な生活を確保し、町民の帰還を促す。					
関連する事業の概要					

--

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

福島県（大熊町）帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業
等個票

令和 4 年 7 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	28	事業名	大熊町大野駅下野上地区復興拠点等整備(下水道整備)事業	事業番号	(1)-12-1
交付団体	大熊町		事業実施主体(直接/間接)	大熊町(直接)	
総交付対象事業費	(1,353,560千円) 1,798,375千円		全体事業費	(1,319,560千円) 1,764,375千円	
帰還・移住等環境整備に関する目標					
<p>本町においては、東日本大震災及び原発事故により多くの生命・財産の喪失に加え、全町民が避難を余儀なくされており、本町(町及び自宅)へ帰還するまでの避難生活が長期化している。このような中、本町では「大熊町第二次復興計画」(平成27年3月)において、避難先での安定した生活の支援と併せて、「帰還を選択できる環境」の整備を進めることとしている。(平成31年3月に改訂版策定)</p> <p>平成31年4月に一部避難指示区域の解除を実施し、令和4年6月末に特定復興再生拠点区域の避難指示が解除されたことから生活環境の整備が急務となっている。その中で本エリアをカバーする下水施設である地域下水道第6処理施設について、震災の影響や長年メンテナンスしていない状況が続き関連設備が使用できない状態になっている。</p> <p>町の復興には公共下水道の整備は不可欠であり、本事業を実施することで町の中心部である特定復興再生拠点エリアのインフラを整備し生活できる環境を整えるものとする。</p>					
事業概要					
<p>平成31年以内に大川原地区の復興拠点を一部完成させ帰還しており、帰還後の復興の一部として下野上地区、大野駅の復興を目指す上で該当区域のインフラ整備として下水施設の稼働・安定的な運用を目指す。</p> <p><大熊町第二次復興計画改訂版></p> <ul style="list-style-type: none">・P3 第二次復興計画改訂版の検討にあたっての考え方<ul style="list-style-type: none">・③帰還困難区域における復興に向けた取り組みの進展・P33 複数のコンパクトな拠点が融合した町土復興<ul style="list-style-type: none">・町内の人口分布の変化・町の成り立ちとエリア特性の活用・公共下水道汚水処理場(新町浄化センター) 1ヶ所<ul style="list-style-type: none">機械設備工事 一式電気設備工事 一式・下野上地区下水管整備<ul style="list-style-type: none">下水設備に係る設計・工事 一式					
当面の事業概要					
<p><令和2年度></p> <ul style="list-style-type: none">●新町浄化センター . . . 下水道処理施設を稼働させるための調査・工事実施。●下野上地区下水管整備 . . . 下野上地区の下水管整備に係る設計。 <p><令和3年度・4年度></p> <ul style="list-style-type: none">●新町浄化センター . . . 下水道処理施設の設備入れ替え。建屋修繕。					

<令和4年度・5年度>

- 下野上地区下水管整備 . . . 下野上地区の下水管整備に係る工事。

地域の帰還・移住等環境整備との関係

本町は復興計画にもある通り、大野駅・下野上エリアを中心とした特定再生復興拠点区域復興計画を策定しており、令和4年6月30日に避難指示が解除された。将来的に当該地区の居住人口約2,600人を目標としていることや、帰還及び移住が考えられることから現在、仮設浄化槽にて処理している汚水を復旧済みである新町浄化センターで処理するため管路の整備を早急に実施し、安心安全に住める環境づくりが必要となる。

関連する事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	

基幹事業との関連性

--

(様式 1-3)

福島県 (大熊町) 帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業
等個票

令和 4 年 7 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	38	事業名	大熊町西工業団地整備事業 (基金型)	事業番号	(6) -46-2
交付団体	大熊町	事業実施主体 (直接/間接)	大熊町 (直接)		
総交付対象事業費	(2,948,822 千円) 5,194,872 千円	全体事業費	(5,194,872 千円) 5,194,872 千円		
帰還・移住等環境整備に関する目標					
<p>大熊町では「大熊町第二次復興計画」(平成 27 年 3 月)において、避難先での安定した生活の支援と併せて、「帰町を選択できる環境」の整備を進めることとしている。(平成 31 年 3 月に改訂版策定)</p> <p>この「帰町を選択できる環境」の整備の一環として、既に復興拠点として帰還に向けたインフラ整備を復興拠点の大川原地区に先行しているが、町民が帰町の選択ができる下地作り、町外からの流入人口の増加には雇用の場、産業の発展が不可欠と考えている。このような産業団地を整備することにより、町の復興促進と町内の雇用の促進を図る。</p>					
事業概要					
<p>大熊町では現在、大熊町西工業団地の整備をおこなっている。現在、A 工区のみを開発する計画で開発許可を受けて事業を進めているところである。またさらに、C 工区も開発することとし、開発に係る調査設計業務を行い、新たに、開発許可申請を行っているところであり、これに伴い、事業費も大幅に増加することとなっている。このような中、引き合いのある企業も出てきており、今後立地を希望する企業のオーダーに柔軟に対応していくことや、当町の置かれた状況からとりわけ用地買収やその補償業務に対応するには、先の所要額が簡便に見込めないこと、このため弾力的な運用を必要とすること等から実施設計、工事を進めていくにあたり基金化を要望してきた。</p> <p><大熊町第二次復興計画改訂版></p> <ul style="list-style-type: none">・ P38 3. 重点施策 2) 働く場の確保 働く場の確保・ P63 町内の生活環境について 複数のコンパクトな拠点が融合した町土復興 産業や経済構造の見直しの視点に基づく町土復興の考え方					
当面の事業概要					
<p><実施内容></p> <p>実施設計、工事</p> <ul style="list-style-type: none">●令和 3 年度<ul style="list-style-type: none">・ 公共施設整備 (うち排水等)、・ 移転補償・移設費 (うち移転、用地)、・ 整地費 (うち地盤改良、産業用地整地、その他整地)、・ その他工事 (うち実施設計、支障物撤去、その他経費)、・ 調査設計 (うち測量、土質調査等)●令和 4 年度<ul style="list-style-type: none">・ 公共施設整備 (うち道路、排水等、公園・緑地)、・ 整地費 (うち産業用地整地、その他整地)、・ その他工事 (うちその他経費等)、・ 調査設計 (うち測量)●令和 5 年度<ul style="list-style-type: none">・ 公共施設整備 (うち道路、排水等、公園・緑地)、・ 整地費 (うち産業用地整地、その他整地)、・ その					

他工事（うちその他経費等）、・調査設計（うち測量）

●令和6年度

・公共施設整備（うち道路、公園・緑地）・整地費（うちその他整地）、・その他工事（うちその他経費等）、・調査設計（うち測量）

<支援業務（コーディネート）>

●令和3年度～令和6年度

地域の帰還・移住等環境整備との関係

本町においては、東日本大震災及び原発事故により多くの生命・財産の喪失に加え、全町民が避難を余儀なくされており、本町（町及び自宅）へ帰還するまでの避難生活が長期化している。

復興計画にも雇用や産業の面でも記載がある点や、各意向調査でも雇用の場の創出が帰還率へ影響する点が認められている点から地域の帰還・移住等環境整備と関連性が強い。

関連する事業の概要

(様式 1-3)

福島県 (大熊町) 帰還・移住等環境整備事業計画

帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 4 年 7 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	57	事業名	大熊町お試し住宅整備運営事業	事業番号	(7)-49-7
交付団体	大熊町	事業実施主体 (直接/間接)	大熊町 (直接)		
総交付対象事業費	10,806 千円	全体事業費	10,806 千円		
帰還・移住等環境整備に関する目標					
<p>本町では「大熊町第二次復興計画改訂版」(平成 31 年 3 月)において、「避難先及び大熊町内での安定した生活」と「帰町を選択できるとともに、町外からも人が来なくなる環境づくり」という 2 つの計画理念に基づき各復興事業等を進めている。</p> <p>復興計画にある帰町を選択できる環境づくりの一環として、既に大川原地区復興拠点においては帰還に向けたインフラ整備を先行しているが、令和 4 年 6 月末には町中心部を含む特定復興再生拠点区域の避難指示が解除され、当該区域の生活環境整備も急務となっている。</p> <p>また、復興計画を実現するためには町外からの移住者を積極的に増やしていく取り組みが必要であるため、町では令和 2 年度に「大熊町移住・定住促進中期戦略」(以下、「中期戦略」という。)を策定し、令和 7 年度までに 100 名程度の移住者の獲得を目指している。</p> <p>今後は、中期戦略に基づき各種施策の企画や立案等を行い、移住定住に係る取り組みを展開していく。</p>					
事業概要					
<p>大熊町は令和 4 年 6 月 30 日にかつての町の中心であった下野上地区などが避難指示解除となり、ようやく復興のスタートラインに立ったところである。</p> <p>移住希望者に事前に大熊町の状況を把握し、大熊町での実際の生活を体験してもらうことで、移住希望者の移住後の生活がスムーズに行えるようにすること、ミスマッチによるトラブルを未然に防止することを目的に、移住体験プログラムの実施及びお試し住宅の整備を実施する。</p> <p>移住体験プログラムなどの実際の運営はまちづくり公社に委託し、住宅の整備は直営で実施することを想定している。</p> <p><大熊町第二次復興計画改訂版></p> <ul style="list-style-type: none">・ P9 2. 第二次復興計画改訂版の理念・目指す姿<ul style="list-style-type: none">◆理念 2 帰町を選択できるとともに、町外からも人が来なくなる環境づくり・ P24 3. 重点施策 4) 関係人口・交流人口を増やすための取り組み <p><大熊町 移住・定住促進中期戦略></p> <ul style="list-style-type: none">・ 中期戦略における主な取組 全ターゲット (共通)・ 中期戦略工程表 No.3 お試し居住					

当面の事業概要

上述のとおり、移住希望者の移住後の生活がスムーズに開始できるように、また、移住希望者が抱いていたイメージとのミスマッチによるトラブルを未然に防ぐため、大熊町における「移住体験プログラム」を策定し、移住希望者の要望や移住後の生活のイメージを個別に聴取したうえで、関係する施設を案内するなど短い時間ながらも、大熊町における生活を体験してもらう。また、その一環として、当該移住希望者が宿泊できる「お試し住宅」を整備し、利用に供する。

1 本プログラムの利用対象者

町外に住所を有する移住希望者

2 実施方法

- ① 利用期間 7日以内（年2回まで）※ 短期の利用目的者を想定。但し、ニーズに合わせて柔軟な対応も可能とする。
- ② 利用料金 無料
- ③ 流れ
 - ・ 移住定住支援センターに相談 → 契約締結又は申請書提出、プログラム参加
 - ・ 移住体験プログラム及び就業体験
 - 当該利用者の希望あるいは、移住した場合の生活イメージを事前に聴取した上で、町内の公共施設や商業施設などの見学、農業体験などを実施する。また、帰還者や先輩移住者などと直接対話する機会を設け、移住後の自らの生活イメージを持ってもらう。（詳細は別紙のとおり）
 - ・ 宿泊を含めた大熊町での生活
 - お試し住宅に宿泊していただき、大熊町の自然と利便性が共存した暮らしを体験していただく。
 - ・ プログラム終了後、意見や感想、今後の予定、改善点などを聞き取り、今後の繋がりを築くとともに、プログラムのさらなる充実を図る。

3 お試し住宅の仕様

3LDK以上、戸建てを想定

- ① 住宅の大きさは、ターゲット層4（子育て世帯）の標準的と思われる4人家族（両親+子2人）も利用可能な3LDK以上を想定。移住後に定住することをイメージしやすくするため、戸建てとする。
- ② 住宅の選定にあたっては、ある一定の公平性を確保するため、不動産利活用事業（空き家事業）に住宅の賃貸希望として登録されている6件のうちから1件を選定する。
 - ⇒ R4.7.21現在 6件中1件内定（2階建て、4LDK、H17頃建築で大きな損害がない。周辺に生活感が残る。まちづくり公社事務所から約200mにあり管理しやすい。所有者が町に貢献することに前向き等）
- ③ 家賃や賃貸借の条件は町内不動産事業者を通じて決定する。

4 スケジュール

- ・ 10月上旬 住宅の賃貸借契約、まちづくり公社へ運営委託契約（10月上旬の交付決定後）
 - ※ 当面、第二次復興創生期間末の令和7年度までの賃貸借契約を想定
- ・ ～12月 修繕等実施、家具等設置
- ・ 1月目途 お試し住宅の整備完了にあわせて、大熊町移住体験プログラムを運用開始する。

5 事業費

令和4年度: 10,806千円 令和5年度以降: 約9,000千円/年

地域の帰還・移住等環境整備との関係

本町においては、東日本大震災及び原発事故により多くの生命・財産の喪失に加え、全町民が避難を余儀なくされており、本町（町及び自宅）へ帰還するまでの避難生活が長期化している。

町第二次復興計画改訂版の理念の一つである「帰町を選択できるとともに、町外からも人が来なくなる

環境づくり」を実現するためには、移住定住事業等を進めることが重要であり、そのために町の移住定住に特化した情報の発信、現地案内等の寄り添った対応が必要。

関連する事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号

事業名

交付団体

基幹事業との関連性